



鳥取県公報

平成 21 年 12 月 25 日(金)
号外第 1 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則 (90) (医療政策課) 4

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の新設について

1 規則の新設理由

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、岡山大学又は山口大学（以下「貸付対象大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠（以下「臨時養成枠」という。）により入学した者に限る。以下同じ。）で、知事が指定する県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「県内の病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付ける臨時特例医師確保対策奨学金制度を創設する。

2 規則の概要

臨時特例医師確保対策奨学金制度について必要な事項を、次のとおり定める。

| | |
|------------------|---|
| (1) 目的 | この規則は、貸付対象大学において医学を専攻する者で、県内の病院等において医師の業務に従事しようとするものに対し、奨学金を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。 |
| (2) 奨学金の借受者の資格 | 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。 ア 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者 イ 貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。 ウ 県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。 エ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。 |
| (3) 奨学金の額等 | ア 奨学金の額 月額15万円 イ 貸付期間 貸付対象大学に入学した日の属する月から貸付対象大学を卒業する日の属する月まで ウ 奨学金の貸付限度額 奨学金の月額の72月分 エ 貸付方法 原則として、毎年度、前期及び後期の2回（それぞれ6月分をまとめて貸付け） オ 貸付利率 無利子 カ 連帯保証人及び保証人 各1人 |
| (4) 貸付申請 | 奨学金の貸付けを受けようとする者は、申請書に誓約書等を添えて、知事に申請しなければならない。 |
| (5) 貸付けの決定及び通知 | 知事は、貸付対象大学の医学を履修する課程に入学した者から(4)の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。 |
| (6) 貸付けの終了 | 知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が奨学金の月額の72月分に達したときは、奨学金の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知する。 |
| (7) 貸付けの打ち切り及び休止 | ア 知事は、奨学生の退学等奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、奨学金の貸付けを打ち切る。 イ 知事は、奨学生の休学期間又は停学期間については、奨学金の貸付けを休止する。 ウ ア又はイの場合、知事は、奨学生並びに連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。 |
| (8) 借用証書の提出 | 奨学生は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、直ちに借 |

| | |
|-----------------|--|
| | 用証書を知事に提出しなければならない。 |
| (9) 貸付金の返還 | 奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。 |
| (10) 返還の免除 | 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。 |
| (11) 返還の債務の履行猶予 | 知事は、奨学生が奨学金の打切り後も引き続き大学に在学しているとき等理由があると認めるときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。 |
| (12) 施行期日 | この規則は、平成22年4月1日から施行する。 |

参考

臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

| 免 除 の 条 件 | 免除の範囲 |
|---|-----------|
| (1) 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。 | 債務の全部 |
| (2) (1)の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。 | |
| (3) (2)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。 | 債務の全部又は一部 |

規 則

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第90号

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠（以下「臨時養成枠」という。）により入学した者に限る。）で、県内の病院等（県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

(奨学金の借受者の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 鳥取大学、岡山大学又は山口大学（以下「貸付対象大学」という。）の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。
- (3) 県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。
- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、月額15万円とする。

- 2 奨学金の貸付期間は、貸付対象大学に入学した日の属する月から貸付対象大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、奨学金の貸付額の総額は、奨学金の月額の72月分を限度とする。
- 3 知事は、奨学金を毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ奨学金の月額の6月分をまとめて貸し付けるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができるものとする。
- 4 奨学金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には保護者、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、在学していることを証する書面

(3) その他知事が必要と認めるもの

(貸付けの決定及び通知)

第6条 知事は、貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学した者から前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が通算して奨学金の月額72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生(前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、当該打ち切られた月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1) 退学(転学部、転学科を含む。)したとき、又は除籍となったとき。

(2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められたとき。

2 奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第9条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金借用証書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。

(1) 第8条第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2) 貸付対象大学を卒業した日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格しなかったとき。

(3) 医師国家試験に合格した後、直ちに県内の臨床研修病院(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に掲げる病院に限る。以下同じ。)で臨床研修(同項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなると認められるとき。

(4) 臨床研修を修了した日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)内に、県内の病院等において常勤医師(当該県内の病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の免除)

第11条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

- 2 条例の規定による奨学金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金返還免除申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の免除をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（返還の債務の履行猶予）

第12条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

- (1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き当該貸付対象大学に在学しているとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難であるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定による奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金返還猶予申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の履行の猶予をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（延滞金）

第13条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

（届出）

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生氏名（住所）変更届（様式第6号）
 - (2) 休学したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生休学届（様式第7号）
 - (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生停学（除籍）届（様式第8号）
 - (4) 復学したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生復学届（様式第9号）
 - (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生退学（転学部、転学科）届（様式第10号）
 - (6) 大学を卒業したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生卒業届（様式第11号）
 - (7) 医師免許を取得したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生免許取得届（様式第12号）
 - (8) 臨床研修（初期研修）を開始したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生臨床研修（初期研修）開始届（様式第13号）
 - (9) 臨床研修（初期研修）を修了したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生臨床研修（初期研修）修了届（様式第14号）
 - (10) 病院等において医師の業務に従事したとき（就業場所を変更した場合を含む。） 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届（様式第15号）
 - (11) 就業場所を退職したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業場所退職届（様式第16号）
 - (12) 医師の業務を廃止したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生業務廃止届（様式第17号）
 - (13) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届（様式第18号）
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生死亡届（様式第19号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、鳥取県臨時特例医師確

保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）変更届（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

| | |
|---------------------------|---------------|
| 大 学 名 | |
| 学 部 ・ 学 科 ・ 課 程 名 | |
| 卒 業 高 校 名 及 び 卒 業 年 次 | 年 月卒 |
| 貸 付 希 望 期 間 | 年 月分から 年 月分まで |
| 当該奨学金以外に貸付け を受けている奨学金名 | |

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所

氏名

本人との関係

㊞

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。

保証人 住所

氏名

㊞

本人との関係

様式第2号(第5条関係)

誓約書

職 氏 名 様

奨学生として決定された上は、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後は鳥取県の地域医療に貢献することを誓います。

年 月 日

住所

氏名

㊞

年 月 日生

様式第3号(第9条関係)

収 入
印 紙

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金借用証書

職 氏 名 様

借用金額

金

円也

私は、奨学生として上記の額の奨学金の貸付けを受けました。

ついては、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

私は、
が奨学生として奨学金の貸付けを受けましたので、上記の奨学金返還債務を、奨学生と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

私は、上記の奨学生及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 郵便番号

住 所
氏 名
電話番号

㊞

様式第4号(第11条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金返還免除申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | |
|---------------|-------------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 借 受 期 間 | 年 月から 年 月まで |
| 借 受 総 額 | 円 |
| 返 還 免 除 希 望 額 | 円 |
| 理 由 | |

様式第5号(第12条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

| | |
|-----------|-------------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 借 受 額 | 円 |
| 希望の返還猶予期間 | 年 月から 年 月まで |
| 理 由 | |

様式第6号(第14条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生氏名(住所)変更届

職 氏 名 様

氏名(住所)を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名 ⑩

電話番号

| | | |
|---|------|--|
| 新 | 郵便番号 | |
| | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |
| 旧 | 郵便番号 | |
| | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |

様式第7号(第14条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生休学届

職 氏 名 様

大学を休学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

| | |
|---------|-----------------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 大 学 名 | |
| 学 年 | 第 学年 |
| 休 学 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 理 由 | |

様式第8号(第14条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生停学(除籍)届

職 氏 名 様

大学を停学(除籍)となりましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | |
|---|---------------------------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 大 学 名 | |
| 学 年 | 第 学年 |
| 停学又は除籍の区分 (いずれかに を付 け、必要事項を記入 してください。) | 除 籍 (除籍年月日: 年 月 日) |
| | 停 学 (年 月 日から 年 月 日まで) |
| 理 由 | |

様式第9号(第14条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生復学届

職 氏 名 様

大学に復学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | |
|-----------|-------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 大 学 名 | |
| 学 年 | 第 学年 |
| 復 学 年 月 日 | 年 月 日 |
| 休学開始年月日 | 年 月 日 |

添付書類 大学の長が発行する復学証明書

様式第10号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生退学（転学部、転学科）届

職 氏 名 様

大学を退学（転学部、転学科）しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | |
|---------------------|-------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 大 学 名 | |
| 退学（転学部、転学科） 時の学年 | 第 学年 |
| 退学（転学部、転学科） 年月日 | 年 月 日 |

様式第11号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生卒業届

職 氏 名 様

大学を卒業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | |
|---------|-----|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
|---------|-----|

| | |
|-----------|-------|
| 大 学 名 | |
| 卒 業 年 月 日 | 年 月 日 |

添付書類 大学の長が発行する卒業証明書の写し又は卒業証書の写し

様式第12号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生免許取得届

職 氏 名 様

医師の免許を取得しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | | |
|---------|-----------|-------|
| 決 定 番 号 | 第 号 | |
| 免 許 | 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 登 録 番 号 | |

添付書類 医師の免許証の写し又は医師の免許登録済証明書の写し

様式第13号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生臨床研修（初期研修）開始届

職 氏 名 様

臨床研修（初期研修）を開始しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | | |
|-----------|-----------|-------|
| 決 定 番 号 | | 第 号 |
| 免 許 | 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 登 録 番 号 | |
| 開 始 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 臨床研修施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

研修施設名

研修施設代表者氏名

㊞

様式第14号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生臨床研修（初期研修）修了届

職 氏 名 様

臨床研修（初期研修）を修了しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

| | | |
|-----------|-----------|-------|
| 決 定 番 号 | | 第 号 |
| 免 許 | 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 登 録 番 号 | |
| 修 了 年 月 日 | | 年 月 日 |

| | | |
|--------|-------|--|
| 臨床研修施設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

研修施設名
 研修施設代表者氏名

㊞

様式第15号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

㊞

| | | |
|-----------|-----------|-------|
| 決 定 番 号 | | 第 号 |
| 免 許 | 登 録 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 登 録 番 号 | |
| 就 業 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 就 業 施 設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名

印

様式第16号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業場所退職届

職 氏 名 様

就業場所を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

| | |
|--------------|---------------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 退 職 年 月 日 | 年 月 日 |
| 就 業 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 就業していた 施設 | 名 称 |
| | 所 在 地 |

上記のとおり就業していたことを証明します。

年 月 日

就業施設名

雇用主氏名

印

様式第17号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | |
|------------------------|--------------|
| 決 定 番 号 | 第 号 |
| 業務廃止前に 就業していた 施設 | 名 称 所 在 地 |

様式第18号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）が氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | | |
|---|------|--|
| 新 | 郵便番号 | |
| | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |
| 旧 | 郵便番号 | |
| | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |

様式第19号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | |
|-------|-------|
| 氏 名 | |
| 決定番号 | 第 号 |
| 就業の場所 | |
| 死亡年月日 | 年 月 日 |

添付書類 奨学生の死亡を証する書類

様式第20号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

| | | |
|------------------|------|--|
| 旧連帯保証人 （旧保証人） | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 新連帯保証人 （新保証人） | 郵便番号 | |
| | 住 所 | |
| | 氏 名 | |

| | |
|-------------------------|-------|
| 電 話 番 号 | |
| 新連帯保証人（新保証人）と 本人との続柄 | |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 |

奨学金の返還に係る債務を奨学生と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名 ㊞

上記の本人及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 氏名 ㊞